

## 揮発油税等の「当分の間税率」の廃止について

### 1 揮発油税等の「当分の間税率」の廃止【立法措置】

揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の「当分の間税率」は、廃止するものとする。

税目	当分の間税率	本則税率
揮発油税	48,600 円/kℓ	24,300 円/kℓ
地方揮発油税	5,200 円/kℓ	4,400 円/kℓ
軽油引取税	32,100 円/kℓ	15,000 円/kℓ

(沖縄特別税率：揮発油税・地方揮発油税の当分の間税率の合計額 (53,800 円/kℓ) から 7,000 円/kℓ 軽減)

⇒ 廃止する理由をどのように説明するか(別紙「揮発油税等の「当分の間税率」に対する評価等について」参照)。

※ 「当分の間税率」＝租税特別措置法第 88 条の 8 (揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例) 及び地方税法附則第 12 条の 2 の 8 (軽油引取税の税率の特例)

(備考)

「当分の間税率」を廃止すると、「当分の間税率」を前提としている「トリガー条項」も廃止されることとなる。

※ 「トリガー条項」＝租税特別措置法第 89 条 (揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止) 及び地方税法附則第 12 条の 2 の 9 (揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

### 2 予算編成の方針について

政府及び地方公共団体は、1 による税収減に見合う歳出の削減を行うことを基本に予算を編成すること。

(年額)

税目	「当分の間税率」による 税収額	「当分の間税率」を廃止した 場合の減収額 (国・地方)
揮発油税 (国税)	2 兆 700 億円	(国) 1 兆 350 億円
地方揮発油税 (国税、地方に全額譲与)	2,214 億円	(地方) 341 億円
軽油引取税 (地方税)	9,300 億円	(地方) 4,954 億円

(財務省及び総務省HPより令和3年度税収予算額をベースに作成)